

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

（注1）本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。

（注2）本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある（生命・身体の安全が害されるおそれがある）場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置

をとることができる規律を設ける考え方がある。

(注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報（例えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。）及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報（例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。）を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 当事者送達場所等届出書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第

2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に関連されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。

2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等を行うことができない。

3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。

(1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

(2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に関連されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。

2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。

- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注1) 本文の規律(証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律)に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(注2) 本文及び(注1)の規律に加えて、書証の申出(法第219条)として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

第5 不服申立て

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等を行おうとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等を行おうとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

- (3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。
- (4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

- (1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 裁判所は、判決書に【法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面
 - (3) 法第186条の囑託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）【(4) 証人尋問申出書面】
- 2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。
- 3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに

準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) 家事事件手続については、既存の制度(家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等)があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。